

奈良県教育委員会告示第十二号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十五条の規定による技能教育のための施設として次のとおり指定した。

令和五年一月二十七日

奈良県教育委員会教育長 吉 田 育 弘

一 技能教育のための施設の名称

アクト学院（葛城市南花内一一三番二号）

二 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

連携措置に係る科目 連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

ビジネス基礎 ビジネス基礎

総合実践 総合実践

課題研究 課題研究